平成２３年（フ）第８９９号
福岡市博多区博多駅東３丁目12番26―1001号
債務者　森　　謙一
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９２８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒274番地１コムフォート篠栗Ⅱ―105号
債務者　森田　咲子（旧姓秦）
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９４２号
福岡市西区今宿駅前１丁目８番５―602号
債務者　西原　佑一
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０１５号
福岡県大野城市筒井１丁目８番28―102号三愛シティライフ春日原
債務者　浦田　尚照
1　決定年月日時　平成23年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７号
大分県日田市大字高瀬177番地１
債務者　佐々木ノブ子
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第５４号
鹿児島県出水市上鯖渕842番地５、前住所福岡県八女市本村528番地１　ルネッサ八女402号
債務者　片山　啓一
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
北海道沙流郡日高町富川南３丁目５番２―202号
債務者　吉見　保則
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第２１号
北海道浦河郡浦河町字東栄526番地
債務者　卜部　留美（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第３７２号
宮城県塩竈市清水沢３丁目33番４号
債務者　加藤　君子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３７７号
仙台市泉区高玉町４番地の８　グランシャリオＳ201
債務者　末永　純子（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４２０号
仙台市太白区萩ケ丘20番15号　プリンスコート萩ケ丘104
債務者　天童　有人
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４７４号
仙台市青葉区みやぎ台１丁目24番10号
債務者　佐藤　好恵（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２４２号
茨城県水戸市白梅２丁目10番34ー102号　アネックス白梅Ｂ棟
債務者　関　　一拓
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２４６号
茨城県小美玉市羽鳥2718番地56
債務者　鈴木　　忠
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２４７号
茨城県小美玉市羽鳥2718番地56
債務者　鈴木なか子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２５４号
水戸市見川５丁目306番地の１レジデンス306・103号、住民票上の住所茨城県常陸大宮市野口1541番地の３
債務者　猪野　　淳
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２６６号
茨城県ひたちなか市大字市毛502番地４
債務者　目黒　寿浩
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月26日まで
水戸地方裁判所